

重 要 事 項 説 明 書

事 業 所 の 概 要	
名 称	社会福祉法人逗子市社会福祉協議会さくら貝サービス事業所
代 表 者	会 長
業 務 の 概 要	指定 介護予防・生活支援サービス事業 第1号訪問事業
所 在 地	逗子市桜山5丁目32番1号 (〒249-0005)
提 供 サ ー ビ ス	指定 介護予防・生活支援サービス事業 第1号訪問事業
指定事業所番号	第1472500022号
事業実施地域	逗子市全域・葉山町(一部)・鎌倉市(一部)・横須賀市(一部)
連 絡 先	電 話 046-870-5050
	FAX 046-870-5055
管 理 者	
サービス提供可能日	365日
サービス提供時間	午前6時から午後10時まで
窓 口 営 業 日	平日
窓 口 営 業 時 間	午前8時30分から午後5時15分まで
窓 口 休 業 日	土曜日・日曜日・祝日・年末年始(12月29日から1月3日)
事業所が行っている他の事業	指定居宅介護支援事業(平成11年9月1日指定)1472500022

この重要事項説明書は、ご利用を考えている指定介護予防・生活支援サービス事業第1号訪問事業について契約を締結する前に知っておいていただきたい内容をご説明するものです。

わからないこと又はわかりにくいことがあれば、遠慮なく質問してください。

事 業 所 の 職 員 体 制	
管 理 者	1名(常勤兼務)
サービス提供責任者	5名(常勤兼務2名 非常勤兼務3名)
訪 問 介 護 員	36名(非常勤)
事 務 職 員	
有 資 格 者	
介 護 福 祉 士	22名
介護職員実務者研修(旧ホームヘルパー1級)	0名
介護職員初任者研修(旧ホームヘルパー2級)	19名
生活援助従事者研修	0名

※ 2024年4月1日現在(人事異動等により変更する場合があります。)

1 サービスの内容

- (1) 指定介護予防・生活支援サービス事業 第1号訪問事業（以下「訪問介護」という。）は、利用者が自力で家事等を行うことが困難な理由などの場合、利用者の居宅（自宅）において、介護福祉士その他政令で定める者を派遣して、調理、洗濯、掃除等の援助、その他の日常生活上の世話をを行うサービスです。
- (2) 事業者は、次のサービス内容の中から、指定の時間帯に応じて選択されたサービスを提供します。

① 調理	⑤ 薬の受取り
② 洗濯	⑥ 衣服の入替え
③ 住居の掃除・整理整頓	⑦ その他（ ）
④ 買い物	

- (3) 訪問介護の提供にあたっては、「訪問介護計画書」に沿って計画的に提供します。
- (4) 訪問介護内容の詳細については、利用者の希望を確認した上で実施します。

2 虐待の防止について

利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的で開催し、その結果を職員全員へ周知徹底を図ると共に虐待防止のための指針の整備をしています。
- (2) 職員に対して、虐待防止のための定期的な研修を実施しています。
サービス提供中に、当該事業所の職員または 養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村並びに当該地域の地域包括支援センターへ通報をします。
- (3) 虐待防止に関する担当者 所長

3 衛生管理等

事業所において 感染症が発症し、または蔓延しないように措置を講じます。

- (1) 衛生委員会を設置し、事業所における感染症予防及びまん延防止について対策を協議し、その結果を職員全員に周知徹底を図ります。
- (2) 事業所における感染症予防及びまん延防止のための指針を整備しています。
- (3) 職員に対して感染症予防及びまん延防止のための定期的な研修を実施しています。

4 業務継続計画の施策等について

- (1) 非常災害や感染症発生時において、利用者に対する指定訪問介護事業の提供を継続的もしくは早期の業務再開を図るための計画を策定し、必要な措置を講じます。
- (2) 職員に対して、事業継続計画について周知するとともに、必要な研修や訓練を実施します。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて変更などを行います。

5 訪問介護提供の記録等

- (1) 訪問介護を提供した際には、あらかじめ定めた「活動実施記録」等の書面に必要事項を記入して、利用者の確認を受けます。
- (2) 事業者は、一定期間ごとに「訪問介護計画書」の内容に沿って、訪問介護提供の状況、目標達成等の状況等に関する記録を作成して、利用者に説明します。
- (3) 事業者は、前記の「訪問介護に関する記録書」及びその他の書類は、契約終了後5年間は適正に保管し、利用者の求めに応じて閲覧に供し、又は実費負担により、その写しを交付します。

6 サービス提供責任者等

サービス提供責任者氏名	
サービスを提供する 主な訪問介護員の氏名	

* サービスについての相談や不満がある場合には、どんなことでもお寄せください。

* 事業者の都合により、訪問介護員を変更する場合は、サービス提供責任者から事前に連絡します。

7 利用者負担金

- (1) 訪問介護の1回の利用時間単位は、介護支援専門員（ケアマネージャー）が作成する介護予防サービス・支援計画表（以下「介護予防ケアプラン」という。）に定められた当該介護予防ケアプランに基づきサービスの提供を行います。
- (2) 利用者負担金は、介護保険の法定利用料に基づく、負担割合証に記載された割合の金額となります。

なお、複数回利用した場合は法定利用料合計に基づく、負担割合証に記載された割合の金額となります。

- (3) 利用者負担金表（介護報酬の改正により変更する場合があります。）は、別表 1 に記載のとおりとなります。
- (4) 利用者負担金は、毎月 27 日に、利用者ご指定の金融機関の口座から引き落としをいたします。
- (5) 訪問介護提供中（事業実施地域外を含む）に発生する交通費は利用者の負担となります。

8 キャンセル

- (1) 利用者の都合でサービスの利用をキャンセル（中止）する場合には、サービス利用日の前日の午後 5 時 15 分までに事業所の連絡先にご連絡ください。

※ 事業所連絡先 電話 046-870-5050

- (2) キャンセル料金は別表 1 に記載のとおりとなります。

9 その他訪問介護提供の際にご留意いただく事項

- (1) 非常災害時について

地震（地震予知警戒警報発令時も含みます）や台風、感染症等の流行拡大、その他事業所の責に帰すべからざる事由により訪問介護提供が困難な場合には、やむを得ず訪問介護を中止させていただきます。

- (2) 訪問介護提供の変更、中止について

台風、積雪等の悪天候時（警報発令時も含みます）や、やむをえない事由が発生し訪問介護提供が困難な時、事業所は利用者、家族と相談の上サービスを変更又は中止させていただきます。

また、年末年始（12/29 から 1/3）の訪問介護提供は調整させていただきます。

- (3) 入浴介助のサービス提供の際は、医師の「入浴許可証明書」を提出していただく場合があります。
- (4) 訪問介護員は、医療行為を行いません。
- (5) 現金の取り扱いは、買い物等に伴う一時的な預かり以外は行いません。貴重品や現金は、利用者ご本人かご家族の責任で、安全な場所に保管しておいてください。
- (6) 訪問介護員は、介護保険制度上、利用者の自立支援を行うこととされているため、直接利用者の援助などに該当しない業務については、介護保険外のサービスとなりますのでご了承ください。
- (7) 訪問介護員への贈り物や飲食等は、ご遠慮させていただきます。

1 0 緊急時等の対応

訪問介護員等は、訪問介護を実施中に、利用者の病状等の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医等に連絡するなどの措置を講ずるとともに、管理者に報告し、その指示のもとに必要な措置を講じます。

1 1 事故発生時の対応

- (1) 事業所は、利用者に対する訪問介護の提供により事故が発生した場合には、速やかに利用者の家族及び居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、適切な措置を取ります。また必要に応じて保険者に報告します。
- (2) 事業所は、訪問介護の提供に伴って、事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、その責任の範囲において速やかに損害賠償を行います。
- (3) 事業所は、前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入しています。

1 2 秘密の保持

事業所は、業務上知り得た利用者等及び家族の秘密を他に漏らすことはありません。

また、従業者であった者に、業務上知り得た利用者等及び家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約としています。

1 3 相談（苦情対応）窓口

- (1) サービスに関する相談又は苦情については、下記の窓口で対応します。

事業所相談コーナー 担当者：管理者	逗子市桜山5丁目32番1号
	さくら貝サービス事業所
	電話 046-870-5050
	FAX 046-870-5055
	対応時間 平日の午前8時30分から午後5時15分まで

- (2) 第三者委員

本事業所への苦情やご意見を、第三者委員に直接相談することもできます。第三者委員は、市民により構成されています。

社会福祉法人逗子市社会福祉協議会	電話 046-873-8011 平日の午前8時30分から午後5時まで
------------------	---------------------------------------

(3) 下記の機関において、苦情等の申し出ができます。

逗子市福祉部高齢介護課	電話 046-873-1111
神奈川県国民健康保険団体連合会 介護保険課介護苦情相談係	電話 045-329-3447

年 月 日

サービス契約の締結にあたり、本書を交付して重要事項を説明しました。

事業者	所在地	逗子市桜山5丁目32番1号
	名称	社会福祉法人逗子市社会福祉協議会 さくら貝サービス事業所
	代表者	社会福祉法人逗子市社会福祉協議会 会長 ⑩
	説明者	⑩

サービス契約の締結にあたり、上記のとおり重要事項の説明を受け同意し、本書の交付を受けました。

利用者	住所	
	氏名	⑩
立会人	住所	
	氏名	⑩